

3. 健全化判断比率等の算定結果

① 実質赤字比率

鳥取市	:	－ % (△3.84%)
早期健全化基準	:	11.25%
財政再生基準	:	20.00%

(趣旨) 一般会計等を対象とした実質赤字額 (※13) の標準財政規模 (※14) に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \quad (\text{鳥取市}) \frac{\Delta 2,027,029 \text{ 千円}}{52,777,949 \text{ 千円}}$$

・ 一般会計等の実質赤字額 : 一般会計と一部の特別会計における実質赤字の合計額

※赤字額は正の値、黒字額は値の前に負(△マイナス)の表示をするため、本市においては黒字となります。

② 連結実質赤字比率

鳥取市	:	－ % (△20.60%)
早期健全化基準	:	16.25%
財政再生基準	:	30.00%

(趣旨) 全会計を対象とした実質赤字 (又は資金の不足額) の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \quad (\text{鳥取市}) \frac{\Delta 10,875,778 \text{ 千円}}{52,777,949 \text{ 千円}}$$

・ 連結実質赤字額 : ①と②の合計額が③と④の合計額を超える場合の当該額

① 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余金の合計額

※赤字額は正の値、黒字額は値の前に負(△マイナス)の表示をするため、本市においては黒字となります。

③ 実質公債費比率

鳥取市 : 9.0%
早期健全化基準 : 25.0%
財政再生基準 : 35.0%

(趣旨) 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{〔地方債の元利償還金(繰上償還及び特定財源を除く) + 準元利償還金〕} \\ \text{－ (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} \\ \text{－ (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

令和6年度単年 (鳥取市) 3,946,384 千円 (12,707,711 千円－8,761,327 千円)

44,016,622 千円 (52,777,949 千円－8,761,327 千円)

	実質公債比率 (単年度)	実質公債比率 (3か年度平均)
令和4年度	9.21578%	9.0
令和5年度	9.03008%	
令和6年度	8.96567%	

・ 準元利償還金 : ①から⑤までの合計額

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年あたりの元金償還金相当額(鳥取市は該当なし)
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる負担金等
- ④ 債務負担行為(※15)に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

④ 将来負担比率

鳥取市	:	69.4%
早期健全化基準	:	350.0%
財政再生基準	:	－%（適用しない）

（趣旨） 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ &= \frac{30,557,204 \text{ 千円} \quad (158,499,682 \text{ 千円} - 127,942,478 \text{ 千円})}{44,016,622 \text{ 千円} \quad (52,777,949 \text{ 千円} - 8,761,327 \text{ 千円})} \\ &\quad (\text{鳥取市}) \end{aligned}$$

・ 将来負担額：①から⑩までの合計額

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑧ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑨ 連結実質赤字額
- ⑩ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・ 充当可能基金額：①から⑩までの償還額等に充てることができる基金

⑤資金不足比率

鳥取市 : 別表のとおり(資金不足額が発生していない場合は
—で表示)
経営健全化基準 : 20.0%(通常は正の値で表示)

(趣旨) 各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (※16)}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額 : 一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
- ・ 事業の規模 : 料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額から受託工事収益に相当する額を控除した額

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	資金不足額 (千円)	事業規模 (千円)
鳥取市水道事業会計	— (△61.7)	△2,138,077	3,466,151
鳥取市工業用水道事業会計	— (△549.0)	△8,208	1,495
鳥取市下水道等事業会計	— (△75.8)	△3,051,012	4,027,393
鳥取市病院事業会計	— (△36.2)	△2,553,069	7,043,552
鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計	— (△5.2)	△2,131	41,122
鳥取市温泉事業費特別会計	— (△6.9)	△3,322	48,106
鳥取市観光施設運営事業費特別会計	— (0.0)	0	118,243
鳥取市電気事業費特別会計	— (△3.0)	△774	26,215

※資金不足額は正の値、剰余額は値の前に負(△マイナス)の表示をするため、本市においては資金不足額が発生していないこととなります。